

「美味しい富山米の店」事業実施要領

第1 楽 旨

この要領は、富山米の評価を高め、その消費の拡大に資するため、県民に加え来県者にも「美味しい富山米の店」によるPR等を行うために必要な事項について、定めるものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、富山県米消費拡大推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

第3 「美味しい富山米の店」の登録

登録する店舗の要件は、県内において店舗を設置し、次の各号に掲げる事項を全て満たしていることとする。

- (1) 富山米を100%使用すること
- (2) 使用する精米の整粒割合が85%以上であるかを確認すること
- (3) 美味しい富山米を提供するための遵守項目について点検・確認を行うこと（別紙様式第2号（お米・ご飯のチェックシート））

第4 登録店舗の責務

- (1) 美味しい富山米の提供に努めること
- (2) ごはんの美味しさのアピールに努めること（お品書き等でのPRのほか、HP、などを使用して、料理の内容や顧客の反応を発信するなど）
- (3) 第8に定める協議会が行う現地の確認等に協力すること

第5 登録の手続き等

登録手続き等については、次に掲げるものとする。

- (1) 「美味しい富山米の店」の登録を希望する店舗（以下「申請店舗」という。）は、協議会会長（以下「会長」という。）あてに、別紙様式第1号を提出するものとする。
- (2) 会長は、協議会幹事会の審査を経て、申請内容が適切と認められたときは、申請店舗へ登録証とPR用サインを交付・支給する。
- (3) 登録の有効期限は、登録証発行日の属する年度から起算して3年目の年度末とする。ただし、登録期間中に第6に定める登録の取消しに該当するこがない場合は、その期間を更新・継続するものとする。
- (4) 協議会は、登録店舗をホームページ等を活用して、広くPRするものとする。

第6 登録の取消し

会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録店舗から登録取消しの申し出があったとき
- (2) 登録店舗が廃業等により、富山米の提供ができないことが明らかなとき
- (3) 消費者の信頼を損なう事実若しくは登録店舗として著しく適正を欠く事実が判明したとき

第7 登録に要する費用の負担

登録店舗は、登録に要する費用として金5,000円を協議会に支払うものとする。

第8 現地の確認等

会長は、必要に応じ、登録内容や登録店舗の責務にかかること等について、実地に確認することができるものとする。

第9 個人情報の取り扱い

協議会は、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう十分の配慮を行うものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、事業の推進に必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月31日から施行する。